

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年10月28日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第7号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類) 第8条 略 (1)～(6) 略 <u>(7) 診療応援手当</u></p> <p><u>(診療応援手当)</u> 第16条 <u>診療応援手当は、病院等に勤務する医師又は歯科医師が次に掲げる診療（健康診断、予防接種及び就業規程第7条第1項第1号に掲げる勤務を含む。以下同じ。）の応援業務のうち管理者が認めるものに従事したときに支給する。</u> <u>(1) 病院等の医師又は歯科医師の欠員等のため病院等相互間において行われる診療の応援業務</u> <u>(2) 病院等と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務</u> 2 <u>診療応援手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 診療の応援業務（就業規程第7条第1項第1号に掲げる勤務に係るものを除く。）勤務1回につき10,000円（勤務時間が3時間未満の場合は、6,000円）</u> <u>(2) 診療の応援業務（就業規程第7条第1項第1号に掲げる勤務に係るものに限る。）勤務1回につき6,000円（勤務時間が5時間未満の場合は、3,000円）</u></p> <p>第17条～第20条</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略</p> <p>第16条～第19条</p>

別表第12 (第18条関係)
略

別表第13 (第18条関係)
略

別表第12 (第17条関係)
略

別表第13 (第17条関係)
略

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。